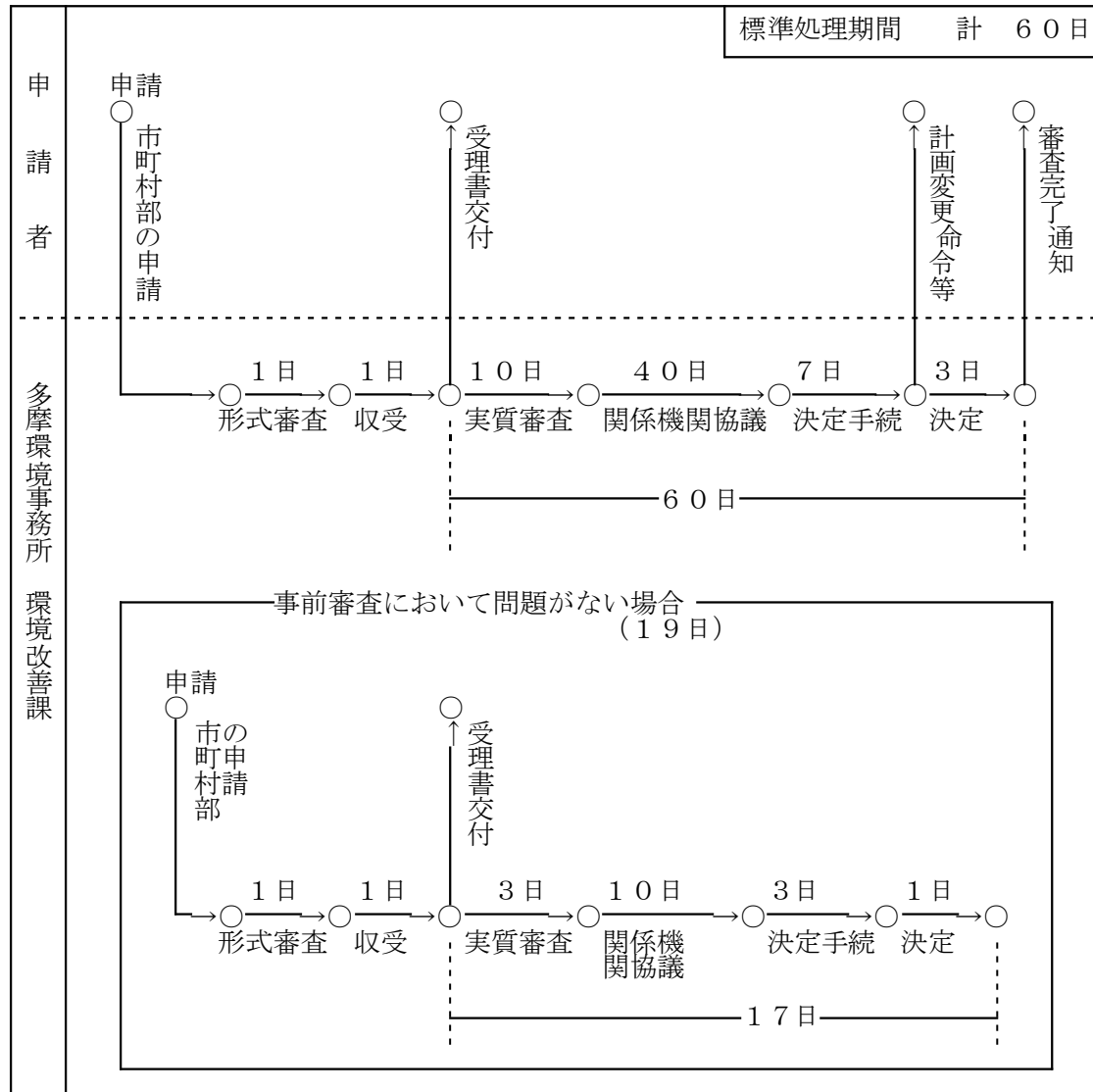


事務処理フロー図

事務名 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届

作成部署 多摩環境事務所環境改善課水質担当 電話 042-525-4771

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	収受	正本とその写しを収受し、受理書を交付する。
3	実質審査	水質汚濁防止法及び関係法令・要綱当の審査基準を満たしているかを審査する。
4	関係機関協議	届出施設の審査に当たって関係法令等を所管する区市町村、関係局・部・課と協議します。
5	計画変更命令	水質汚濁防止法の規制基準に適合しないと認めるときは計画変更命令又は計画の廃止を命ずることがあります。
6	決定手続き	届出の内容が水質汚濁防止法又は関係法令等に適合している場合は課長が決定する。
7	審査完了通知	申請者に審査完了を通知する。